

つくば市議会委員会条例一部抜粋

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員を選任すべき事由が生じたときは、速やかに選任しなければならない。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期については、第3条第2項の規定を準用する。

(所管事務等の調査)

第31条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査するときは、あらかじめその事項、目的、方法及び期間等を議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をするときは、前項の規定を準用する。

※法（地方自治法）第109条第3項

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項